

成績評価に係る異議申立てに関する申合せ

成績評価に係る学生からの異議申立てについて、次のとおり定める。

1 成績の開示

学生への成績開示は、教授会における成績に係る報告を行った日の翌日に行うものとする。

2 異議申し立ての範囲

学生は、成績評価について次のいずれかに該当する場合は、異議を申し立てることができる。

- ①成績の誤記入等、明らかに誤りであると思われるもの
- ②シラバス等によりあらかじめ周知している成績評価方法に照らし、明らかに疑義があると思われるもの

3 異議申し立ての方法

- (1) 成績評価に疑義のある者は、原則として成績開示日から 14 日以内に当該科目責任者に申し出、科目責任者は、7 日以内に回答する。
- (2) この回答にさらに異議を申し立てる場合は、原則として科目責任者の回答があった日から 7 日以内に「成績評価に係る異議申立書」を教務課へ提出する。
- (3) 異議申立書が提出された場合は、学務委員長又は学務副委員長の専決により当該成績の調査を行い、原則として 14 日以内にその結果を文書で回答する。

4 成績の確定

異議申し立てのあった科目の成績評価は、調査終了まで保留とする。

成績評価に係る異議申立書

平成 年 月 日

学務委員会委員長 殿

所属名

学 年

学籍番号

氏 名

⑩

下記科目の成績評価について、科目責任者からの回答に疑義があるので、異議を申立てます。

記

科 目 名	
科目責任者名	
疑義の内容	